

北区の財政健全化判断比率の状況（令和6年度）

(単位：%)

区分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
北区の比率	—	—	△1.2	—
早期健全化基準	11.25	16.25	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	斜線

※実質赤字額または連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率または将来負担比率が算定されない場合は「—」となります。

【指標の概要】

・実質赤字比率

標準財政規模（※1）に対する実質赤字の割合です。北区の一般会計等（※2）の実質収支額は102億円の黒字であり、「実質赤字比率」は算定されないため「—」表示となっています。

※1 標準財政規模とは、地方公共団体の一般財源の標準的な規模を示す指標です。

実質収支比率等の財政指標を算出するために用いられます。令和6年度の北区の標準財政規模は1,071億円です。

・連結実質赤字比率

標準財政規模に対する、全会計を対象とした実質赤字額合計の割合です。北区の令和6年度全会計の実質収支額等の合計は129億円の黒字であり、「連結実質赤字比率」は算定されないため「—」表示となっています。

・実質公債費比率

標準財政規模等に対する実質的な公債費（区の借金の返済金）相当額の割合です。令和4～6年度の平均値を使用しています。

比率は△1.2%となっていますが、これは北区が交付されていない地方交付税の基準財政需要額に算入されている公債費等39億円を、実質的な公債費から差し引いているためです。仮にこれを差し引かないで算定した場合、3.2%となります。

・将来負担比率

標準財政規模等に対する一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の割合です。北区の将来負担比率は、将来負担額に対する充当可能財源等が上回るため「—」表示となっ

ています。将来負担比率の算定では、充当可能財源等に北区が交付されていない地方交付税の基準財政需要額算入見込額の445億円を加えていますが、仮にこれを加えず算定した場合でも、将来負担額を充当可能財源等が上回り、「一」表示となります。

また、充当可能財源には、介護保険料の軽減に使途が限定されている介護保険給付費準備基金や公共料金の支払いのための基金が入っています。

一方で多額の財源が必要となる学校改築経費や、その他の施設の更新経費が将来負担には加算されません。実際の北区の将来負担額を表しているとは言い切れないものであることに注意が必要です。